

主な指導事例（平成 27 年 7 月から 9 月）

○ 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概要
自動車整備業	A 社は、自動車の修理を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後に納品される製品について、本体価格(税抜)に消費税分（8%）を上乗せした価格を修理代金として支払うことをあらかじめ取り決めていたところ、代金を支払う際に消費税率の引上げ分（当該修理代金に 3% を乗じた金額）を減じて支払っていた。

○ 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概要
有線放送業	B 社は、自社が使用する駐車場の賃貸人のうち、消費税を含む額で賃料を契約している賃貸人（特定供給事業者）に対し、消費税率の引上げ前の契約書に記載された賃料の額が「税込価格」と表記されていることを理由として、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ前の税込価格と同額を支払えばよいと誤解し、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの賃料を据え置いていた。
道路貨物運送業	C 社は、配送業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
卸売業	D 社は、金属製包丁の研磨業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
小売業	大規模小売事業者である E 社は、自社で販売する食料品等の納入業者等（特定供給事業者）に対して、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの商品代金等を据え置いていた。
教育・学習支援業	F 法人は、学術・趣味等の講座の講師（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。